自己株式の取得体系

（1）取得条項付種類株式の取得 （法155条一）

種類株式

（2）譲渡制限株式の譲渡不承認時の買取り （法155条二）

（3）株主との合意による取得 （法155条三）

ｲ　ミニ公開買付け （156条～法159条）

ﾛ　特定の株主からの取得、市場価格のある株主の取得の特例 （法160条）（法161条）

ﾊ　譲渡制限株式の相続人等からの取得の特則 （法162条）

ﾆ　子会社からの株式の取得 （法163条）

ﾎ　株式公開買付けによる株式の取得 （法165条）

種類株式

（4）取得請求権付株式の取得 (法155条四)

（5）全部取得条項付種類株式の取得 （法155条五）

種類株式

（6）譲渡制限株式の相続人等に対する強制売渡請求による取得 （法155条六）

（7）単元未満株主の買取請求による買取り （法155条七）

（8）所在不明株主の株式買取り 端数系　（法155条八）

（9）1株未満の端数の買取り （法155条九）

（10）事業の全部譲受時に当該他の会社が有する当該株式会社の株式を

取得する場合 （法155条十）

（11）合併後消滅する会社から当該株式会社の株式を承継する場合 （法155条十一）

（12）吸収分割をする会社から当該株式会社の株式を承継する場合 （法155条中二）

（13）当該株式会社の株式を無償で取得する場合 組織再編系（会規27条一）

（14）他の法人等が行う剰余金の配当等で当該株式会社の交付を

受ける場合 （会規27条二）

（15）他の法人等が行う組織変更等に際し当該株式会社の株式の交付を

受ける場合 （会規27条三）

（16）新株予約権等との引換えに当該株式会社の株式の交付を受けるとき （会規27条四）

（17）反対株主の株式買取請求に応じて株式を取得する場合

（法116条⑤、469条⑤、785条⑤、797条⑤、806条⑤、会規27条五）

（18）合併後消滅する法人（会社を除く）から当該株式会社の株式を

承継する場合 （会規27条六）

（19）会社等の事業の全部譲受時に当該法人等の有す当該株式の株式を

譲受け （会規27条七）